

札幌市請負工事成績評定及び通知公表要領

○ 改定箇所適用：令和 7 年 8 月 1 日以降に成績評定を公表する工事から

新旧対照表（改定箇所のみ）

(新) 改 定	(旧) 現 行	備 考
● 本文 最近改正 令和 7 年 7 月 30 日 第 2 条 2 通知の対象とする工事は、前項の工事のうち、設計金額が 5 0 0 万円を超える工事とする。 第 4 条 評定は、請負工事成績採点表及び審査項目別運用表（以下「評定表」という。土木：別記様式 1～5・営繕：別記様式 1～4）によって行うものとする。 2 評定は、工事ごと、評定者ごとに独立して行うものとする。 第 5 条 2 評定者は、評定を行ったときに、速やかに評定表、請負工事成績評定の結果（別記様式 6）及び	● 本文 最近改正 令和 7 年 2 月 28 日 第 2 条 2 通知の対象とする工事は、前項の工事のうち、設計金額が 5 0 0 万円以上の工事とする。 第 4 条 評定は、請負工事成績採点表及び審査項目別運用表（以下「採点表」という。土木：別記様式 1～5・営繕：別記様式 1～4）によって行うものとする。 2 評定は、請負工事ごとに独立して行うものとする。 第 5 条 2 評定者は、評定を行ったときに、速やかに採点表、工事施工成績の評定結果（別記様式 6）及び	改正日の更新 記載の変更 採点表→評定表 記載の変更 採点表→評定表 様式名称の変更

新旧対照表（改定箇所のみ）

(新) 改 定	(旧) 現 行	備 考
項目別評定点（別記様式7）を作成し、検査報告書とともに工事管理室長を経由して、管財部長に提出するものとする。 第6条 市長は、評定者から評定表の提出があったときは、当該工事の受注者に対して、受渡書を取り交わす際に、評定結果（別記様式6、様式7）を通知するものとする。 第7条 市長は、第6条の評定の結果を通知した後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、評定を修正し、その結果を受注者に通知することができる。 第8条 第6条又は第7条による通知を受けた受注者は、第6条は受渡書を取り交わした日の翌日から、また、第7条は通知を受けた日から起算して14日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）に、市長に対して、書面により評定の内容について説明を求めることができる。	項目別評定点（別記様式7）を作成し、検査報告書とともに工事管理室長を経由して、管財部長に提出するものとする。 第6条 市長は、評定者から採点表の提出があったときは、当該工事の請負者に対して、受渡書を取り交わす際に、評定結果（別記様式6、様式7）を通知するものとする。 第7条 市長は、第6条の評定の結果を通知した後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、評定を修正し、その結果を請負者に通知することができる。 第8条 第6条又は第7条による通知を受けた請負者は、第6条は受渡書を取り交わした日の翌日から、また、第7条は通知を受けた日から起算して14日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）に、市長に対して、書面により評定の内容について説明を求めることができる。	採点表→評定表 請負者→受注者 請負者→受注者 同上

新旧対照表（改定箇所のみ）

(新) 改 定	(旧) 現 行	備 考
第 9 条 市長は、前条第 2 項の回答を行う場合、受注者は説明に係る回答を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 23 号）に規定する休日を含む。）以内に、札幌市入札・契約等審議委員会に対し、再説明を求めることができる旨を併せて通知するものとする。 第 10 条 第 6 条により評定の結果を通知したときは、札幌市工事管理室ホームページにおいて、別記様式 6 の内容を一覧表として、公表するものとする。なお、市政刊行物コーナー（行政情報課内）の閲覧場所にて紙面による公表も併用できるものとする。 4 第 8 条の規定により受注者が提出した書面及び本市が回答した別記様式 8 については、本条第 1 項の規定を準用する。	第 9 条 市長は、前条第 2 項の回答を行う場合、請負者は説明に係る回答を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 23 号）に規定する休日を含む。）以内に、札幌市入札・契約等審議委員会に対し、再説明を求めることができる旨を併せて通知するものとする。 第 10 条 第 6 条により評定の結果を通知したときは、市政刊行物コーナー（行政情報課内）の閲覧場所において、別記様式 6 の写しを、遅滞なく公表するものとする。 4 第 8 条の規定により請負者が提出した書面及び本市が回答した別記様式 8 については、本条第 1 項の規定を準用する。	請負者→受注者 公表方法の変更 請負者→受注者

新旧対照表（改定箇所のみ）

(新) 改 定	(旧) 現 行	備 考
(評価結果の再交付) 第 11 条 市長は、評価結果の通知を受けた者(当該工事の主任(監理)技術者含む)から、再交付の請求があったときは、札幌市公文書管理規則に定める保存期間に限り、評価結果（別記様式 9、様式 10）を通知するものとする。 第 12 条 この要領に定めるもののほか、評価の方法等について必要な事項は、別に定めるものとする。	第 11 条 平成 14 年 10 月 1 日以降に契約した工事以前の評価結果について、工事の請負者は、市長に対して、評価結果の通知を請求することができるものとする。ただし、札幌市公文書管理規則に定める保存期間に限るものとする。 2 市長は、前項の請求があったときは、当該工事の請負者に対して、評価結果（別記様式 9、様式 10）を通知するものとする。 (再交付) 第 12 条 市長は、評価結果の通知を受けた者(当該工事の主任(監理)技術者含む)から、再交付の請求があったときは、写しの交付を行うものとする。 第 13 条 この要領に定めるもののほか、評価の方法等について必要な事項は、別に定めるものとする。	現行の第 11 条と 12 条を合併する

新旧対照表（改定箇所のみ）

(新) 改 定	(旧) 現 行	備 考
附則 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 この要領は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。	附則 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。	施行日の追加
● 様式 10	● 様式 10-1～5	現行の様式 10-1 のみ残して、様式 10 とする